

## Дx17449 「夾注本黃石公三略」小考

藤井律之

### はじめに

『俄藏敦煌文獻』（上海古籍出版社）17冊所収の寫本 Дx17449 は、『黃石公三略』に比定されている。『黃石公三略』は上略・中略・下略の三部分からなるが、同寫本は上略のほぼ真中の部分に相當するものである。

この寫本はメンシコフの目録に採録されていなかったため、サイズが不明であったが、2009年7月14日から9月6日にかけて京都國立博物館にて開催された特別展覽會「シルクロード、文字を辿って——ロシア探検隊収集の文物」において、日本で公開され、その際にサイズが24.2×52.8cmであることが判明した。

『黃石公三略』の西陲發現寫本は、Дx17449 以外にも西夏語譯本が存在し、ネフスキー（Н.А.Невский）による言及と<sup>1</sup>、鍾焄氏による一連の研究がある<sup>2</sup>。しかし、Дx17449 は、隸書の書風を残しており（「之」や「人」「夫」など）、隋唐以前の寫本と考えられ、必然的に最古の『黃石公三略』の寫本ということになる。また、後述するように Дx17449 に見える雙行注は、從來知られていた『黃石公三略』の注とは全く異なるものである。管見の限り、同寫本の釋文を提示し、また内容を検討した先行研究は存在しない。本稿は Дx17449 の釋讀および他テキストとの比較を中心とした初歩的考察を試みるものである。

### 一、釋文

まず Дx17449 の釋文を以下に挙げる。なお、□は一文字分の判讀不能箇所、…は二文字以上の判讀不能箇所、〈 〉は挿入、レは倒置符號を示す。

<sup>1</sup>Тангутская филология: исследования и словарь в двух книгах // Изд-во восточной литературы. М. 1960.

<sup>2</sup>「《黃石公三略》西夏譯本正文的文獻特徵」『民族研究』2005-6、「《黃石公三略》西夏本注釋與《長短經》本注釋的比較研究」『寧夏社會科學』2006-1、「《黃石公三略》西夏本注釋來源初探——以與《群書治要》本注釋的比較爲中心」『寧夏社會科學』2007-9。

- 01 士…
- 02 得其幹牧其半則政行□不…
- 03 政□□理  
故不怨也
- 04 • 用兵之要在於崇禮而重祿禮
- 05 崇則士至祿重則戎士輕其死 □□  
敵也
- 06 故録賢不愛財賞功不過時 登□□其  
有功…
- 07 □以勸 則下力并而敵國消 消滅  
衆也 也
- 08 • 用人之道之卜尊以爵瞻之以財 瞻酒  
饒也
- 09 則士自來接之〈以〉禮厲之以辭則□
- 10 之 以善言誘  
厲之也
- 11 • 夫將率者必同滋味共安危敵…
- 12 可加 加兵誅<sup>3</sup> 是故兵有全勝敵有…  
伐之也
- 13 囚 囚拘也全為  
已於拘制也 昔者良將之將兵也人
- 14 有饋一葷醪者使役諸河 葷器名…  
以盛其漆…
- 15 令士卒迎流而飲之夫一葷之醪不
- 16 味一河 河大醪也不能使河  
河レ使有味也 然三軍之士思…
- 17 之死者何也以其滋味之及…
- 18 語未見  
其人也
- 19 • 軍讖曰軍井未達將不言渴 …
- 20 者曰讖軍營屯止穿井未達於水 軍幕未辨將不  
將不言渴示与衆共所欲也
- 21 言倦 不敢言疲倦  
示同其勞也 与之安与之危 與衆共  
安危也
- 22 故其衆可合而不可離 感恩德思盡力曰示  
合衆以效用而不離散也
- 23 可用而不可罷 士力可用而  
不可罷勞也 以其恩素蓄
- 24 策謀和也軍讖曰蓄恩不倦以一取
- 25 萬 □□施恩蕃厚不解士感其惠  
□報其德施之以一可以取萬也
- 26 • 將□所以威者號令也戰之所以

前述したように、Jx17449のサイズは24.2×52.8cm、各行ごとに罫線が引かれている。謹直な字體で記されてはいるが、9行目には挿入が、16行目の雙行注には倒置符號が付されている。雙行注を含まず、かつ下部が破斷していない行を見ると、4行目は1行12字、24行目は14字となっていて、行ごとの字數は一定していない。

<sup>3</sup>雙行注の「伐」の字形は「代」であるが、「伐」として通用する例がある。黃征『敦煌俗字典』(上海教育出版社、2005)105頁参照。

## 二、テキストの比較

ついで、Dx17449の本文と、他テキストとの比較にうつる。比較に用いるのは、以下の四種である。

まず、通行本である『武經七書』所収の『黃石公三略』である。本テキストは元豐三年（1080）に『武經七書』として編纂された際に校訂を経ており、唐代以前の姿を伝えてはいない。底本として、靜嘉堂藏南宋刊本を用いた（以下、『武經本』と略する）。Dx17449と重なる箇所は以下の通り。

夫所謂士者、英雄也。故曰、羅其英雄則敵國窮。英雄者國之幹、庶民者國之本。得其幹、取其本、則政行而無怨。夫用兵之要、在崇禮而重祿。禮崇則智士至、祿重則義士輕死。故祿賢不愛財、賞功不踰時、則下力并、敵國削。夫用人之道、尊以爵、瞻以財、則士自來。接以禮、勵以義、則士死之。夫將帥者、必與士卒同滋味、而共安危、敵乃可加。故兵有全勝、敵有全因。昔者、良將之用兵、有饋箠醪者、使投諸河、與士卒同流而飲。夫一箠之醪、不能味一河之水、而三軍之士、思為致死者、以滋味之及已也。軍讖曰、軍井未達、將不言渴。軍幕未辦、將不言倦。軍竈未炊、將不言飢。冬不服裘、夏不操扇、雨不張蓋、是謂將禮。與之安、與之危、故其衆、可合而不可離、可用而不可疲、以其恩素蓄、謀素和也。故曰、蓄恩不倦、以一取萬。軍讖曰、將之所以為威者、號令也。戰之所以全勝者、軍政也。士之所以輕戰者、用命也。故將無還令、賞罰必信、如天如地、乃可御人、士卒用命、乃可越境。

第二に、『群書治要』卷四〇に節略して引用された『黃石公三略』である。節略によって分量は三分の一程度になってしまっているが、『群書治要』は、唐の魏徵らが皇子達の教育を目的に編纂したものであり<sup>4</sup>、唐朝が所蔵した良質のテキストを使用したと考えられている。『群書治要』は宋代に散佚したものの、日本に鈔本があり、それが後に中國に逆輸入されている。底本として、宮内廳書陵部が所蔵する金澤文庫本を用いた（以下、『治要本』と略する）。金澤文庫本が鈔寫された年代は不明であるが、訓點は建長五年（1253）から文應元年（1260）にかけて施されており、「それを少しく溯るころに京都で書寫された」という<sup>5</sup>。

Dx17449と重なる箇所は以下の通り。なお、（ ）は雙行注、〈 〉は挿入を示す。

<sup>4</sup>『唐會要』卷三六 修撰「貞觀五年九月二十七日、祕書監魏徵撰群書政要、上之。太宗欲覽前王得失。爰自六經、訖于諸子。上始五帝、下盡晉年。徵與虞世南褚亮蕭德言等始成凡五十卷、上之。諸王各賜一本。」

<sup>5</sup>古典研究會叢書漢籍之部『群書治要（景東京宮内廳書陵部藏舊金澤文庫藏鈔本）』（汲古書院、1989～1991）に付された尾崎康氏の解題を参照。

・夫用兵之要、在於崇禮而重祿。禮崇則儒士至、祿重則義士輕其死。故祿賢不愛財、賞功不逾時、則下力并、而敵國削矣。用人之道、尊之以爵、贍之以財、士自來（易曰、何以聚人、曰財）。接之以禮、厲之以辭（崇接士之禮、厲士以見危授命之辭）、則士死之。

・夫將師者、必〈與士卒〉同滋味、而共安危、敵乃可加（養士如此、乃可〈加〉兵於敵也）。昔者、良將之用兵也、人有饋一簞醪者、使投諸河、與士卒逆流而飲之。夫一簞之醪、不能味一河〈之水〉、而三軍之士、思為致死者、以滋味之及已也。

・軍井未達、將不言渴（達、徹也）。軍幕未辦、將〈不〉言倦。冬不服裘、夏不操扇（與衆同也）、是謂禮將（是謂達禮之將）。與之安、與之危、故其衆、可合而不可離（將與士、同禍福、共安危、衆如一體而不可離也）、可用而不可疲（不疲者、以主恩養素積策謀和同也）、故曰、蓄恩不倦、以一取萬（夫〈恩〉以接下、則士歸之。養一人可以致萬人。燕養郭隗以致樂毅、是也）。

第三に『長短經』に引用されたものである。『長短經』は唐の開元年間の人物である趙蕤の撰で<sup>6</sup>、引用されている『黃石公三略』は、『群書治要』のそれと非常に近く、唐代に通行したテキストの姿を傳えているものと考えられる。『長短經』が『黃石公三略』を引用した部分は30箇所以上に及ぶが、Dx17449と重なる箇所は以下の三箇所のみである。底本として、周斌氏の校勘本を用いた<sup>7</sup>。なお、引用文中の（ ）は注釋である。

『長短經』卷一 論士第七（『長短經』1と略す）

黃石公曰、羅其英雄、則敵國窮。夫英雄者、國家之幹。士民者、國家之半。得其幹、收其半、則政行而無怨。

『長短經』卷九 道德第四（『長短經』9aと略す）

黃石公曰、軍井未達、將不言渴。軍幕未辦、將不言倦。冬不服裘、夏不操扇、是謂禮將。與之安、與之危、故其衆可合而不可離、可用而不可疲。接之以禮、厲之以辭（厲士以見危授命之辭也）、則士死之。

<sup>6</sup>『新唐書』卷五九 藝文志三 丙部子錄 雜家類「趙蕤長短要術十卷。字太賓、梓州人。開元、召之不赴。」

<sup>7</sup>周斌『《長短經》考證與研究』、巴蜀書社、2003。ちなみに、周斌氏は校勘の際に宋本を用いることが出来なかったという。『長短經』には、南宋初年の杭州淨戒院刊本があり、その影印本が『常熟翁氏世藏古籍善本叢書』（文物出版社）におさめられている。筆者が影印本と周斌氏の校訂本とをつきあわせてみたところ、本稿に引用した箇所に關しては、異同がなかった。

『長短經』卷九 道德第四（『長短經』9bと略す）  
以其恩養素畜、策謀和同也。故曰、畜恩不倦、以一取萬。

第四に『太平御覽』に引用されたものである。『太平御覽』の引用書目に『黃石公三略』が見えるが、全ての引用が『黃石公三略』單行本からの引用とは限らず、他の類書からの孫引きも含まれている。ただ、『太平御覽』が編纂されたのは太平興國年間（976～984）なので、『武經七書』編纂時の改訂を蒙る以前のテキストが用いられていることは確かである。Dx17449と重なる箇所は以下の五箇所である。底本として、四部叢刊本を用いた。なお、引用文中の（ ）は注釋である。

『太平御覽』卷二七三 兵部四 將帥下（『御覽』273と略す）  
三略曰、軍井未達、將不言渴。軍竈未炊、將不言飢。軍幕未辦、時不言倦。冬不服裘、夏不操扇、是謂禮也。

『太平御覽』卷二八一 兵部一二 撫士下（『御覽』281aと略す）  
三略曰、夫將之爲帥者、必同滋味共安危。人有遺一箒之醪者、使投諸河、令士衆向流而挹之。夫一箒之醪、不能味一河、然而三軍之士思爲之死者、何也。以滋味之及已也。

『太平御覽』卷二八一 兵部一二 撫士下（『御覽』281bと略す）  
又曰、用兵之要、在於崇禮而重祿（崇、高也。祿、廩食也）。崇禮則賢士至、重祿則戎士輕死（賢士至、謂若燕禮郭隗而樂毅之徒鱗集也。故曰、重賞之下、必有死夫）。

『太平御覽』卷七〇〇 服用部二 幕（『御覽』700と略す）  
黃石公三略曰、軍幕未設、將不言熱。此謂之禮將。

『太平御覽』卷七六〇 器物部五 箒（『御覽』760と略す）  
黃石公三略曰、良將用兵、有饋一箒醪者、使投之於河、令士卒迎流而飲之。

Dx17449は「・」印によって段落が區切られているので、段落ごとに比較する。後述するが、Dx17449の雙行注は、他の典籍には見えない独自のものなので、比較するのは本文のみである。

Dx17449-01～03 行目

得其幹、牧其半〔1〕、則政行□不…

〔1〕「牧」、『武經本』及『長短經』1作「収」。

Dx17449-04～07 行目

・用兵之要〔2〕、在於崇禮而重祿〔3〕。禮崇則士至〔4〕、祿重則戎士輕其死〔5〕。故錄賢不愛財〔6〕、賞功不過時〔7〕、則下力并、而敵國消〔8〕。

〔2〕「用兵之要」、『武經本』『治要本』作「夫用兵之要」。

〔3〕「在於崇禮」、『武經本』作「在崇禮」。

〔4〕「禮崇」、『御覽』281b作「崇禮」。「士」、『武經本』作「智士」、『治要本』作「儒士」、『御覽』281b作「賢士」。

〔5〕「祿重」、『御覽』281b作「重祿」。「戎士」、『武經本』『治要本』作「義士」。「輕其死」、『武經本』『御覽』281b作「輕死」。

〔6〕「錄」、『武經本』『治要本』作「祿」。

〔7〕「過」、『武經本』作「踰」、『治要本』作「逾」。

〔8〕「而敵國消」、『武經本』作「敵國削」、『治要本』作「而敵國削矣」。

ㄍx17449-08～10 行目

・用人之道〔9〕、之卜尊以爵〔10〕、瞻之以財〔11〕、則士自來〔12〕。接之以禮〔13〕、厲之以辭〔14〕、則□之〔15〕。

〔9〕「用人之道」、『武經本』作「夫用人之道」。

〔10〕「之卜尊以爵」、『武經本』作「尊以爵」、『治要本』作「尊之以爵」。

〔11〕「瞻之以財」、『武經本』作「瞻以財」。

〔12〕「則士自來」、『治要本』作「士自來」。

〔13〕「接之以禮」、『武經本』作「接以禮」。

〔14〕「厲之以辭」、『武經本』作「勵以義」。

〔15〕「則□之」、『武經本』『治要本』『長短經』4a作「則士死之」。

ㄍx17449-11～18 行目

・夫將率者〔16〕、必同滋味〔17〕、共安危〔18〕、敵…可加〔19〕。是故兵有全勝〔20〕、敵有…囚〔21〕。昔者、良將之將兵也〔22〕、人有饋一葷醪者〔23〕、使役諸河〔24〕、令士卒迎流而飲之〔25〕。夫一葷之醪、不味一河〔26〕、然三軍之士〔27〕、思…之死者〔28〕、何也〔29〕。以其滋味之及…〔30〕

〔16〕「夫將率者」、『武經本』作「夫將帥者」、『治要本』作「夫將師者」、『御覽』281a作「夫將之爲帥者」。

〔17〕「必同滋味」、『武經本』『治要本』作「必與士卒同滋味」。

〔18〕「共安危」、『武經本』『治要本』作「而共安危」。

〔19〕「敵…可加」、『武經本』『治要本』作「敵乃可加」。

〔20〕「是故」、『武經本』作「故」。

〔21〕「敵有…囚」、『武經本』作「敵有全囚」。

〔22〕「良將之將兵也」、『武經本』作「良將之用兵」、『治要本』作「良將之用兵也」、『御覽』760作「良將用兵」。

〔23〕「人有饋一葷醪者」、『武經本』作「有饋葷醪者」、『治要本』作「人有饋一葷醪者」、『御覽』281a作「人有遺一葷之醪者」、『御覽』760作「有饋一葷醪者」。

〔24〕「使役諸河」、『武經本』『御覽』281a作「使投諸河」、『治要本』作「使投諸>河」、『御覽』760作「使投之於河」。

〔25〕「令士卒迎流而飲之」、『武經本』作「與士卒同流而飲」、『治要本』作「與士卒逆流而飲之」、『御覽』281a作「令士卒向流而挹之」。

〔26〕「不味一河」、『武經本』『治要本』作「不能味一河之水」。『御覽』281a作「不能味一河」。

〔27〕「然三軍之士」、『武經本』『治要本』作「而三軍之士」、『御覽』281a作「然而三軍之士」。

〔28〕「思…之死者」、『武經本』『治要本』作「思為致死者」、『御覽』281a作「思為之死者」。

〔29〕「何也」、『武經本』『治要本』無是二字。

〔30〕「以其滋味之及…」、『武經本』『治要本』『御覽』281a作「以滋味之及已也」。

Дx17449-19～25 行目

・軍讖曰〔31〕、軍井未達、將不言渴。軍幕未辨〔32〕、將不言倦〔33〕。与之安、与之危。故其衆、可合而不可離、可用而不可罷〔34〕。以其恩素蓄〔35〕、策謀和也〔36〕。軍讖曰〔37〕、蓄恩不倦、以一取萬。

〔31〕「軍讖曰」、『治要本』無是句。

〔32〕「軍幕未辨」、『長短經』9a作「軍幕未辦」、『御覽』700作「軍幕未設」。

〔33〕「將不言倦」、『御覽』700作「將不言熱」。

是句之後、『武經本』有「軍竈未炊、將不言飢。冬不服裘、夏不操扇、雨不張蓋、是謂將禮」、『治要本』『長短經』9a有「冬不服裘、夏不操扇、是謂禮將」。『御覽』700有「此謂之禮將」

「將不言渴～將不言倦」、『御覽』273作「軍井未達、將不言渴。軍竈未炊、將不言飢。軍幕未辦、時不言倦。冬不服裘、夏不操扇、是謂禮也」。

〔34〕「可用而不可罷」、『武經本』『治要本』『長短經』9a作「可用而不可疲」。

〔35〕「以其恩素蓄」、『長短經』9b作「以其恩養素蓄」、『治要本』無是句。

〔36〕「策謀和也」、『武經本』作「謀素和也」、『長短經』9b作「策謀和同也」、『治要本』無是句。

〔37〕「軍讖曰」、『武經本』『治要本』作「故曰」。

ㄇx17449-26 行目

・將□所以威者〔38〕、號令也。戰之所以…

〔38〕「將□所以威者」、『武經本』作「軍讖曰、將之所以爲威者」。

### 三、内容の検討

#### (1) 本文

前章でのテキスト比較にもとづき、ㄇx17449 本文について検討する。

##### (a) 段落

まず、形式の上での比較であるが、ㄇx17449 は段落ごとに改行し、冒頭に「・」を付している。他のテキストで段落の区分が明白なものは、『治要本』である。『治要本』では必ずしも改行がなされているわけではないが、段落冒頭には「・」が付されている。しかし、ㄇx17449 の7行目は途中で改行して、8行目の「用人之道」から新しい段落がはじまっているのに對して、『治要本』の「用人之道」には「・」がつかず、また改行もなされていない（さらに言うと『武經本』にみえる「夫」字もない）〔9〕。ㄇx17449 の如く「用人之道」で段落を区切るのが、より古い『黃石公三略』のスタイルだったのであろう。なお、『武經本』は段落ごとの改行こそないものの、「・」にかわって「夫」字を付し、段落区分の名残を留める。問題となる「用人之道」の箇所において『武經本』は「夫」字を付しており、古い段落区分を残していたことが分かる。

##### (b) 文字の異同<sup>8</sup>

ㄇx17449 は非常に謹直な字體で書かれているが、「收」を「牧」に〔1〕、「祿」を「録」に〔6〕、「投」を「役」〔24〕に作るのは、明白な誤字である。一方で、〔21〕の、『武經本』の「囚」をㄇx17449 が「囚」とする箇所については、ㄇx17449 の方が文意は明確で、『三略直解』のような無理な注を施す必要もなくなる<sup>9</sup>。この箇所は『治要本』など他のテキストには見えない部分なので、現行のテキストを修正できる重要な資料である。

〔7〕の「過」と「踰」「逾」、〔8〕の「消」と「削」、〔16〕の「率」と「帥」「師」、〔34〕の「罷」と「疲」は通用字である。〔25〕の「迎」を『治要本』が「逆」とするのは通用字であろうが、『武經本』の「同」は通用字とは言い難い。むしろ『御

<sup>8</sup> 「以」や「之」などの助字の有無について、ここでは言及しない。

<sup>9</sup> 明・劉寅の『三略直解』は『武經本』にもとづき、「全囚、言敵之所有、皆爲我資也」なる注を付す。



覽』281aの「向」が「同」と字形が類似するが、なぜ「迎」「逆」と「同」「向」の異同が生じたか判然としない。おなじ〔25〕において、『御覽』281aのみが「飲」を「挹」としている点も目を引くが、この異同が生じた理由もよくわからない。しかし、後述するように、文字の異同こそあるものの、句づくりを基準とすると、じつはDx17449と『御覽』281aは非常に近い関係にある。

〔4〕について、Dx17449では単なる「士」であったものが、「智士」「賢士」「儒士」などと、テキストごとに異なる文字が「士」の上に付されているのは、「士」一字だけのものが本来のテキストであり、テキストの傳播とともに「士」を修飾する語が補われたのではないかと推測する（とはいえ、この句は「士」が一字であっても二字であっても、對句にはならない）。

〔5〕について、『武經本』『治要本』が「義士」とする箇所をDx17449は「戎士」につくる（『御覽』281bも同じく「戎士」とする）。これはいずれが正しいか判断がつかかねるが、「義」字の下部と「戎」字は非常によく似ており、「義」を「戎」に寫し誤った可能性がある。

〔14〕について、Dx17449と『治要本』が「辭」とする箇所を『武經本』のみ「義」とする。「辭」と「義」の異同が生じた理由は残念ながら判然としないが、「辭」の方がオリジナルに近いのであろう。

〔37〕について、『武經本』『治要本』が「故曰」とするのに対し、Dx17449は「軍讖曰」としている。Dx17449に續く『黃石公三略』上略の後半は、こうした「軍讖」が多数引用される箇所、基本的な傾向としては、「軍讖曰…」と軍讖を引用してその意味を解説した後、「故…」と、その段落を總括するパターンが多い（ただし、軍讖のみを列挙する箇所もある<sup>10</sup>）。後述するように、Dx17449は21行目に20字以上の脱落がある〔33〕。さらに、〔38〕においては、『武經本』にみえる「軍讖曰」がDx17449には見えないので、このあたり、Dx17449にはテキストに混乱があったと推測される。よって、〔37〕〔38〕については『武經本』に従う方が妥当だと思われる。

さて、Dx17449には誤字以外に誤挿入がみえる〔10〕。ここは「尊之以爵」あるいは「尊以爵」とするべきところを「之尊以爵」と轉倒した上に、どのテキストにも見えない、明らかに不要な「卜」字が挿入されている。なぜこの様な現象が起きたのか、判然としないが、筆者は以下のように推測する。

<sup>10</sup>武經本『黃石公三略』上略の「軍讖曰、上行虐、則下急刻。賦重斂數、刑罰無極、民相殘賊、是謂亡國」から「軍讖曰、佞臣在上、一軍皆訟。引威自與、動違於衆。無進無退、苟然取容。專任自己、舉措伐功。誹謗盛德、誣述庸庸。無善無惡、皆與己同。稽留行事、命令不通。造作奇政、變古易常。君用佞人、必受禍殃」に至るまで、合計九條の軍讖が列挙されるが、その間に「故」の字は見あたらない。

Дx17449 が依據したテキストには「之尊以爵」と記され、「之」字の右下に抹消符號の「卜」が付されていたが、Дx17449 を鈔寫した人物が「卜」を抹消符號と理解できずに、「卜」字と誤解して本文に挿入した結果、「之卜尊以爵」になってしまったのではなからうか。

「之尊以爵」を、續く「瞻之以財」と對句にするためには、倒置符號のほうが適切だと思われるが、Дx17449 の 16 行目の雙行注に倒置符號「レ」が用いられており、鈔寫した人物が倒置符號を誤る可能性は低い。「レ」より古い形式の倒置符號は「乙」であるから、それを「卜」字と間違える可能性はさらに低くなる。

倒置符號が「乙」から「レ」へと變化したように、抹消符號は「卜」から「…」へと變化したが、Дx17449 を鈔寫した人物は古い抹消符號「卜」を知らなかったが故に誤挿入が生じたのではないかと思われる<sup>11</sup>。

### (c) 脱簡

Дx17449 には如上の誤字が見受けられるが、最大の問題は 19～25 行目の段落において 20 文字以上が脱落している点である〔33〕。『黃石公三略』が圖書目録に著録されたのは『隋書』經籍志が最初であり、『漢書』藝文志には見えない。すなわち、劉向・劉歆の時代には彼らが校勘するに足るほどのまとまったテキストが存在していなかったことになるが、光武帝の詔勅に「黃石公曰」として『黃石公三略』が引用されている<sup>12</sup>。この時點で上略・中略・下略という三篇が成立していたかどうかは疑わしいが、簡牘が主たる書寫材料であった時代に、詔勅に引用されるだけの權威を有していたことは間違いなく、簡牘に記された寫本も存在していたであろう。また、當時の簡牘の基本的な長さは漢の一尺（23cm）、一本の簡牘に記される文字数が 30 字前後であり、Дx17449 において脱落している文字数が『武經本』を基準とすると 24 字であることを考慮すると、Дx17449 にみえる脱落は紙から紙への鈔寫の際に生じたのではなく、Дx17449 が脱簡した冊書を底本としていたことが原因だと考えられる。

### (d) その他

〔35〕〔36〕に相當する句は『治要本』には見えないが、該當箇所は『治要本』の雙行注に、「不疲者、以主恩養素積策謀和同也」として見える。これは、『群書治要』鈔寫の際に生じたミスの可能性はある。というのも、『長短經』9b では「以其

<sup>11</sup> 倒置符號と抹消符號については、東野治之「抹消符と倒置符」（『書の古代史』第三章 2、岩波書店、1994）、李正宇「敦煌遺書中の標點符號」（『文史知識』1988 年第 8 期）、林聰明「敦煌文書學的符號」（『敦煌文書學』第六章、新文豐出版公司、1991）を参照。

<sup>12</sup> 『後漢書』臧宮傳 第八「詔報曰、黃石公記曰、『柔能制剛、弱能制彊』。柔者德也、剛者賊也、弱者仁之助也、彊者怨之歸也。」

恩養素畜、策謀和同也」が本文として引用されており、そしてなにより、『治要本』とは異なる注釋を有する D<sub>x</sub>17449 の本文中に「以其恩素蓄、策謀和也」として見えるからである。『武經本』は該當箇所を「恩素畜、謀素和」と、「恩」と「謀」、「畜」と「和」を對とする三字二句としているが、D<sub>x</sub>17449 や『長短經』9b の如く對句としないのが唐以前における主流のテキストだったことになる（『長短經』9b は四字二句となっているが、『武經本』の如き綺麗な對句とは言い難い）。

〔5〕について、『武經本』『治要本』が「義士」としている箇所を、『御覽』281b は D<sub>x</sub>17449 と同じく「戎士」としていることは前述した。この箇所は、『太平御覽』が『黃石公三略』を引用したのではなく、他の類書から孫引きした部分だと思われる。『御覽』281b は「崇禮」「重祿」のような主語述語が轉倒するなどの差異もあるが、「義士」を「戎士」とするテキストが西陲に孤立して存在していたのではなく、他地域にも流布しており、なおかつ類書に引用されるだけの影響力を有していたことを示している。同様のことは〔29〕についても指摘できる。やはり文字の異同こそあるものの、『武經本』『治要本』に見えない「何也」が、D<sub>x</sub>17449 と『御覽』281a には見えるからである。『御覽』281a・281b は類書特有のいい加減な引用ではなく、『黃石公三略』の古いテキストを傳えているのである。

## (2) 雙行注

續いて、雙行注の検討にうつる。とはいっても、雙行注は本文以上に斷片的で、注の傾向を読み取ることが困難なため、指摘できる點はあまり多くない。

冒頭において觸れたが、D<sub>x</sub>17449 の雙行注は、どの資料にも見えないものである。例えば D<sub>x</sub>17449 の 11～12 行目の「敵…可加」に付された注は「加兵誅伐之也」であるが、『治要本』の同書における注は「養士如此、乃可加兵於敵也」となっていて明らかに異なる。『治要本』あるいは『長短經』に見える注は、『隋書』經籍志に見える成氏注であろう<sup>13</sup>。では D<sub>x</sub>17449 の注釋者は誰か。その候補となる人物がいないわけではない。敦煌出身でのち酒泉に隱棲し、西涼から北涼にかけ

<sup>13</sup> 『隋書』卷三四 經籍志三「黃石公三略三卷下邳神人撰、成氏注。梁又有黃石公記三卷、黃石公略注三卷。」前述したように、『群書治要』は、唐の皇子達を教育する目的で編纂されたので、素性のよいテキストが用いられたに相違なく、隋朝から所藏されていた成氏注本が用いられたと思われる。本稿で引用した『治要本』には「厲士以見危授命之辭」という注がみえるが、『長短經』9a にも「厲士以見危授命之辭也」としてみえる。また、他の注も合致する箇所がある。例えば『治要本』の「將内顧、則士卒慕」という箇所には「内顧、思妻妾也」という注が付されている。『長短經』卷九將體第十一における本文の引用は「將内顧、則士卒淫」と、文字の異同があるが、そこに付された注は「内顧、思妻妾也」であり、『治要本』のものと同じであることから、『長短經』が参照したのも成氏注本であったと思われる。なお、本文の文字の異同であるが、『武經本』は「淫」につくり、『長短經』と同じである。

て生き、『黃石公三略』の注釋を記したとされている劉昞なる人物がその候補である<sup>14</sup>。とはいえ、逸文などの決定的な證據はなく、單に時期と地域が合致するに過ぎないので、やはり注釋者不明とするのが妥當であろう。

次に、出典が判明するものを挙げる。7行目の注「消、滅也」は、『廣雅』釋詁の「夷、吞、泯、絶、止、消、威、滅也」にもとづく。ついで13行目の「囚、拘也。全爲已於拘制也」のうち「囚、拘也」は『爾雅』釋言の「囚、拘也」にもとづく。17～18行目の「…語未見其人也」は、前半部が缺けているが、『論語』季氏の「隱居以求其志、行義以達其道。吾聞其語矣、未見其人也」を踏まえているのであろう。

さて、本文にも誤字があったが、注にも誤りと思われる箇所がある。16行目の注「河大醜也。不能使河使河有味也」について、後半の「不能使河使河有味也」のうち、二度目の「使河」には倒置符號が付されているが、そもそも「使河」を重複させる必要が無く、倒置符號も含めて衍字である。なお、前半部分の「河大醜也」は、河が無味であることが話の前提なので、「河大於醜也」としたほうが適切であろう。

19～20行目には、「…者曰讖」という、讖に関する注が見える。ただし、上略において「讖」字はここが初出ではない。Dx17449には見えないが、「軍讖曰、柔能制剛、弱能制強」というあまりにも有名な句が上略の冒頭に登場する。にもかかわらず、讖に関する注が上略の中盤にあたるDx17449に見える理由について、敢えて臆説を提示するならば、最初に「讖」字が登場してからDx17449まで離れているため、再度注を付した、あるいは、Dx17449の「柔能制剛、弱能制強」の箇所は「軍讖曰」となっていない（讖が別の字となっている、もしくは「軍讖曰」そのものが脱落している）、のいずれかであろう。

7行目の「消、滅也」と13行目の「囚、拘也。全爲已於拘制也」は、Dx17449のみに見える文字「消」〔8〕と「囚」〔21〕にもとづく注釋であり、10行目の「以善言誘厲之也」も本文が『武經本』の「義」ではなく「辭」であることにもとづく注である〔14〕。筆者が以前検討した『淮南子』寫本では、別テキストにもとづく注釋を本文に挿入したために、本文に存在しない文字を注が解説するという、本文と注の乖離がみられたが<sup>15</sup>、Dx17449に関しては、そうした乖離は存在しておら

<sup>14</sup>『魏書』卷五二 劉昞傳「劉昞、字延明、敦煌人也。父寶、字子玉、以儒學稱。…（中略）…昞後隱居酒泉、不應州郡之命、弟子受業者五百餘人。李暠私署、徵爲儒林祭酒・從事中郎。暠好尚文典、書史穿落者親自補治、昞時侍側、前請代暠。暠曰、躬自執者、欲人重此典籍。吾與卿相值、何異孔明之會玄德。遷撫夷護軍、雖有政務、手不釋卷。暠曰、卿注記篇籍、以燭繼晝。白日且然、夜可休息。昞曰、朝聞道、夕死可矣、不知老之將至、孔聖稱焉。昞何人斯、敢不如此。昞以三史文繁、著略記百三十篇・八十四卷、涼書十卷、敦煌實錄二十卷、方言三卷、靖恭堂銘一卷、注周易・韓子・人物志・黃石公三略、竝行於世。」

<sup>15</sup>「西陲發現淮南子時則訓小考」（『敦煌寫本研究年報』第三號、2009）

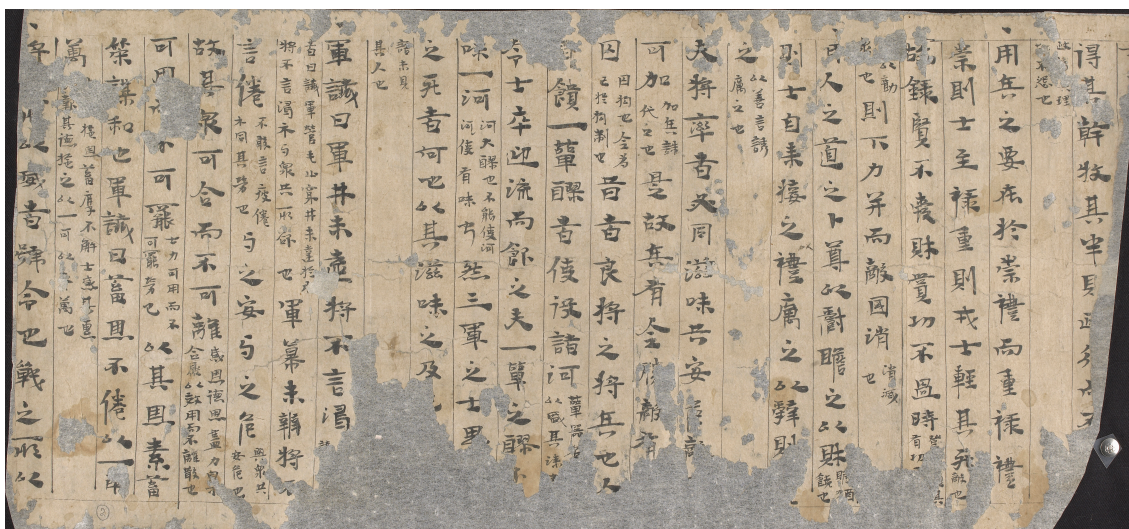
ず、Dx17449の本文に則した至極まっとうな注ということになる。

## おわりに

以上、極めて簡単ながらDx17449「夾注本黄石公三略」について検討した。Dx17449は現存する最古の『黄石公三略』の寫本であり、注釋者不明ながら、独自の内容の雙行注を有する。誤字や脱簡がみられるが、現在通行している『武經本』を修正することも可能である。さらにDx17449と類似したテキストが『太平御覽』に引用されていることから、Dx17449は西陲のみにて通用したテキストではなかったことも判明した。Dx17449が首尾を缺いた斷片であるとはいえ、指摘しえた點は非常に瑣末であった。御叱正頂ければ幸いである。

さて、Dx17449の背面は、『俄藏敦煌文獻』が「朱批收支曆」という名稱を與えている。背面の釋讀ができれば、出土地や書寫年代の比定に非常に有益なのであるが、『俄藏敦煌文獻』の圖版からの釋讀は難しく、また、現在では裏打ち用の紙が貼られている。背面の釋讀には赤外線を使用するなどの特殊な方法が必要となるため、背面の検討は今後の課題としたい。

最後に、Dx17449の圖版を提供していただいた、ロシア科學アカデミー東洋寫本研究所のポポワ所長に、記して謝意を表する。



Dx17449R

(作者は京都大學人文科學研究所助教)